

○栗原市優良工事表彰要綱

平成30年3月30日

訓令第3号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注した工事で特に優良な工事（以下「優良工事」という。）を選定し、これを施工した者（以下「施工者」という。）を表彰することにより、施工技術及び工事の品質の向上に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、表彰を行う年度の前年度（以下「対象年度」という。）において完成した工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 請負金額が500万円以上であること。
 - (2) 完成検査における工事成績調書の総合点（以下「評価点」という。）が80点以上であること。
 - (3) 市内の建設業者が施工者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象工事の施工者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰の対象としない。
- (1) 対象年度に施工した工事に評価点が65点未満のものがあるとき。
 - (2) 栗原市有資格業者に対する指名停止要領（平成17年栗原市告示第135号）の規定による指名停止の処分を受け、当該指名停止の期間が対象年度の初日から表彰する日までの間にあるとき。
 - (3) 共同企業体であるとき。
 - (4) その他表彰することが適当でないと市長が認めるとき。

（平30訓令23・令4訓令1・一部改正）

(選考委員会)

第3条 優良工事を選考するため、栗原市優良工事選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、副市長、総務部長、企画部長、市民生活部長、農林振興部長、商工観光部長、建設部長、上下水道部長及び会計管理者をもって構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 4 委員会に副委員長を置き、会計管理者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、教育長に対し、委員会の委員として教育部長の出席を求めることができる。

（令4訓令1・令6訓令4・一部改正）

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(優良工事の選考)

第5条 委員会は、対象工事の中から優良工事を選考し、市長に報告するものとする。

2 委員会は、次に掲げる工種ごとに優良工事を選考するものとする。この場合において、同一の施工者が施工した複数の対象工事が同一工種において優良工事として選考されたときは、当該対象工事のうち最も評価点の高い対象工事を選考するものとする。

(1) 土木一式工事

(2) 舗装工事

(3) 管工事

(4) 建築工事

(5) 設備工事

(令4訓令1・令5訓令2・一部改正)

(表彰の決定)

第6条 市長は、委員会の報告に基づき優良工事として表彰するものを決定し、その施工者に表彰状を授与するものとする。

(表彰の取消し)

第7条 市長は、表彰が決定した施工者又は表彰を受けた施工者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該表彰を取り消し、当該施工者に表彰状の返還を求めるものとする。

(1) 表彰を実施した年度において、栗原市有資格業者に対する指名停止要領の規定による指名停止の処分を受けたとき。

(2) 表彰の対象となった工事の瑕疵又は法令違反が判明したとき。

(3) その他表彰にふさわしくない事由が判明したとき。

(平30訓令23・追加)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、会計課において処理する。

(平30訓令23・旧第7条繰下、令2訓令10・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、優良工事の表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平30訓令23・旧第8条繰下)

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月23日訓令第23号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第10号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月9日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の栗原市優良工事表彰要綱の規定は、令和2年度に完成した工事に係る優良工事の表彰から適用する。

附 則（令和5年3月31日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の栗原市優良工事表彰要綱の規定は、令和4年度に完成した工事に係る優良工事の表彰から適用する。

附 則（令和6年3月29日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。